

漁業法（昭和42年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容及び
 石川県漁業調整規則第14条第2項の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。
 令和4年7月26日

漁業の種類	制限措置							調整規則第14条に定める継続許可	許可の有効期間	県漁協支所及び出張所（旧漁協又は地区）、都道府県
	漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数	船舶のトン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格			
固定式刺し網漁業	固定式刺し網漁業（雑魚類）	2	1トン以上10トン未満	定めなし	次のア、イ、ウ、エ、オを順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とで囲まれた区域のうち、水深100m以深の区域 ア 北緯37度27.038分東経137度21.036分 イ 北緯37度27.038分東経137度29.138分 ウ 北緯37度26.309分東経137度30.000分 エ 北緯37度23.000分東経137度30.000分 オ 北緯37度23.000分東経137度14.000分	8月1日から8月15日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1)漁船使用者。ただし漁船使用予定者を含む。 ※1 (2)珠洲市に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	新規	1年以内	すず

※「漁船使用者」・・・石川県の漁船原簿に登録された漁船を使用する者
 「漁船使用予定者」・・・起業の認可の申請に限り、石川県の漁船原簿に登録を予定している者

許可又は起業の認可を申請すべき期間
 令和4年7月26日から令和4年7月28日まで